

# 平成22年度 行財政再生シート

NO. 5-4

項目名	家庭ごみ	事業名	家庭ごみ処理事業
担当部	環境経済部	担当課等	生活環境課

この事業に係る費用を市民一人あたりに換算すると **8,511 円** です。

※事業費（平成22年度予算額）を人口5万5千人で除した額

## 1. 事業の目的・概要等

(1) 事業の目的	常滑武豊衛生組合は、常滑市と武豊町のごみ処理に関する事務を共同処理するため昭和37年9月11日に設立された一部事務組合。			
(2) 事業の概要	可燃ごみ、粗大（不燃）ごみの処理 ・リサイクル収集関係 ①生ビン ②カレットビンリサイクル（青・緑、黒、無色透明、茶色） ③空缶リサイクル（アルミ・スチール）④ペットボトル 分担金の積算方法（均等割10%・人口割40%・投入量割50%）計100%			
(3) 実施・運営方法		1. 市が直接実施・運営		
		2. 外部へ委託または指定管理	委託先等	
		3. 団体等への補助金により実施	実施主体	
	○	4. その他（常滑市・武豊町で一部事務組合運営）常滑武豊衛生組合		
(4) 実施期間など	開始年度	昭和37年度	終了予定年度	-
(5) 根拠法令など	常滑武豊衛生組合同規約第12条（経費の支弁方法）			
(6) 近隣市町・類似団体等の状況	東部知多衛生組合・・・大府市、豊明市、東浦町、阿久比町 知多南部衛生組合・・・南知多町、美浜町			

## 2. 事業費の推移

(千円)

		H19決算額	H20決算額	H21決算額	H22予算額	
支出	事業費	530,278	484,499	498,390	468,084	
	人件費※	正規				
		人件費	0	0	0	0
		再任				
	人件費	0	0	0	0	
臨時						
人件費	0	0	0	0		
支出計		530,278	484,499	498,390	468,084	
財源	国・県支出金					
	地方債					
	その他（ ）					
	一般財源	530,278	484,499	498,390	468,084	
市民1人あたり（円）★		9,641	8,809	9,062	8,511	
投資事業費	全体事業費		～H22未見込	H23以降	進捗率	
	うち一般財源		うち一般財源	うち一般財源	(H22未見込)	

※人件費の算出単価 ・正規職員 : H19/8,000千円、H20/7,800千円、H21/6,900千円、H22/6,900千円  
・再任用職員 : H19/2,900千円、H20/2,800千円、H21/2,600千円、H22/2,400千円  
・臨時職員 : H19～H22/1,000千円

★支出計を人口55,000人で除した額

### 3. 事業実績・計画と成果等

		H19実績		H20実績		H21実績		H22計画	
事業実績	分担金	904,760千円		840,023千円		868,546千円		815,591千円	
	常滑	530,278		484,499		498,390		468,084	
	分担率	0.57346550		0.57665504		0.57391950		0.57391950	
	武豊	394,482		355,524		370,156		347,507	
成果・効果		(t) 可燃	粗大(t) (不燃)	(t) 可燃	粗大(t) (不燃)	(t) 可燃	粗大(t) (不燃)	(t) 可燃	粗大(t) (不燃)
	常滑	18,329	1,199	18,391	1,231	17,857	845	17,840	983
	武豊	12,046	799	12,065	585	11,634	635	11,733	647
	計	30,375	1,998	30,456	1,816	29,491	1,480	29,573	1,630

### 4. 事業の必要性

必要性	チェック数	<input checked="" type="checkbox"/> 法定等の実施義務がある	<input checked="" type="checkbox"/> 緊急度が高い	<input checked="" type="checkbox"/> 類似(代替)事業が存在しない
	5	<input checked="" type="checkbox"/> 実施目的が未達成である	<input checked="" type="checkbox"/> 政策・施策の中で優先度が高い	<input checked="" type="checkbox"/> 受益者が多く市民ニーズが高い
		<input checked="" type="checkbox"/> 市以外では実施不可能である	<input checked="" type="checkbox"/> 継続しなければ効果が表れない	<input checked="" type="checkbox"/> 市長の公約に掲げている
	廃止・凍結・休止・先送りした場合の影響	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2において、市町村がその区域内における一般廃棄物を運搬及び処分しなければならないとされているため、本事業の廃止等は考えていない。		
	想定される代替事業	なし	市(担当課)	
	市既存事業の活用	既存の事業		
	民間事業の活用	想定事業主体		
		代替事業		

### 5. 事業の自己評価(今後の方向性・課題など)

<p>クリーンセンター常武は平成2年の使用開始後20年になり施設も老朽化し維持管理費、大規模修繕など必要に迫られています。平成29年度を稼働目標に2市3町(半田市・常滑市・南知多町・美浜町・武豊町)でダイオキシン類の恒久的削減、公共事業のコスト削減を目的として平成22年4月1日知多南部地域衛生組合(一部事務組合)をつくり、知多南部地域における現有ごみ処理施設を集約する広域ごみ処理施設建設をすることとしている。</p>
--